

学校施設における防犯カメラ等の設置及び運用に関する規程

鹿児島県立与論高等学校

1 目的

本規程は、「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成18年鹿児島県条例第76号)」に基づき、生徒に安心安全な教育環境を提供するに当たり、防犯カメラを設置する場合において、生徒等のプライバシー保護に配慮した適正な運用を図るために必要な方策等を示し、その適正な設置及び運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 定義

本規程において、「防犯カメラ」とは、犯罪の防止を主たるあるいは副次的な目的として、不特定多数の者が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置で、画像表示または画像記録の機能を有するもので、学校施設において継続的に設置しているものをいう。画像とは、防犯カメラにより撮影又は記録されたもので、それによって特定の個人を識別することが出来るものをいう。

(2) 規程の対象、位置づけ

本規程は、防犯カメラを設置し、又は管理する者や操作を担当する者(以下「設置者等」という。)が実施に努めるべき望ましい方策等を示したものである。なお、管理責任者は本校校長とする。

(3) 規程の運用

本規程は、犯罪の予防に関する防犯カメラの有用性と生徒等のプライバシーの保護との調和を旨に運用する。

(4) 規程の見直し

本規程は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

(1) 管理体制

管理責任者は、防犯カメラの操作や画像の視聴を行う操作担当者を指定し、指定された操作担当者以外の操作を禁止する。

(2) 適正な設置及び運用

設置者等は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐため、カメラの向きや角度を調整して撮影範囲を必要最小限とする。

(3) 防犯カメラ設置の明示

設置者等は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、防犯カメラを設置していることを、設置区域の入口、建物や施設の出入口等の見やすい場所に表示する。

4 画像の取扱

(1) 秘密保持

設置者等は、防犯カメラの画像の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。

なお、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像利用の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供しないものとする。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合。

イ 生徒等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

ウ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合。

(3) 画像の適正管理

設置者等は、情報漏えいが起きないように、画像の適正な管理のために以下の点に留意し、必要な措置を行う。

ア 画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。

イ 画像の保存期間は、法令に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、必要最小限の期間とする。

ウ 画像は、保存期間終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。

エ 画像を記録した場合の媒体は、管理責任者及び操作担当者があらかじめ定めた場所に保管するとともに、画像を記録した場合の媒体の廃棄に当たっては、画像の消去を確実に行った上で、破砕または裁断等を行う。

オ 画像の閲覧については、本人確認が出来る身分証明書を提示した上で、「防犯カメラ画像閲覧申請簿」により事前に管理責任者に申請して許可を得るものとし、申請者本人にのみ閲覧させる。

(4) 苦情等の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問合せに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

また、苦情処理担当者を指定し、苦情等に対する対応要領を定めておくようにする。

(5) 管理・運用基準

防犯カメラの管理・運用は、管理責任者が指名した操作担当者が当たることとし、操作担当者は、教頭、事務長、生徒指導部主任及び施設管理を担当する事務職員をこれに充てる。

管理責任者は操作担当者に対して、本規程に基づいて画像の適正な取扱いについて周知徹底を図る。

4 その他

本規程については、鹿児島県が制定する「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」と「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯指針」に基づいて運用し、また、鹿児島県が公表している「鹿児島県防犯カメラの設置及び運用に関する指針」に沿って、プライバシー保護の観点から、防犯カメラの適切な運用が図られるようにする。

附則

本規程は、令和4年1月1日から施行する。管理責任者は、本規程を保護者に配布したりホームページに掲載したりするなどして周知を図る。